

各種申請はお早めに

後期高齢者医療制度についてのお知らせ

保険料の納入通知について

本年度の後期高齢者医療保険料額は、平成27年中の所得を基に決定されます。対象者には7月14日に通知書を郵送しますが、送付される通知書は保険料の納め方によって異なります。詳細は通知書に記載されていますが、不明な点がありましたら、お問い合わせください。

保険料の減免について

天災やそのほかの特別な事情などで、医療機関などの窓口負担や、保険料の納付が著しく困難になった場合は、申請により保険料の減免を受けられることがありますので、早めにご相談ください。

後期高齢者医療限度額適用

・標準負担額減額認定証

認定証（白色）を医療機関の窓口で提示すると、1カ月当たりの医療費の自己負担額や入院時の食事代が減額されます。

△交付対象者 次の①または②に該当する人は、申請により認定証の交付を受けることができます。

①低所得区分Ⅱに該当する人…世帯員全員が市民税非課税の人

②低所得区分Ⅰに該当する人…世帯員全員が市民税非課税の人のうち、世帯全員の各所得が0円（公的年金の場合は、収入が年額80万円以下）である世帯に属する人および老齢福祉年金受給者

高齢者向け給付金
申請期限間近です!!

1人3万円

確認じゃ!



- 高齢者向け給付金の申請期限が近づいています。まだ申請書を提出していない人は、忘れずに申請をしてください。なお、やむを得ない場合を除き、申請期限までに申請をしないと給付金の受給が出来なくなりますのでご注意ください。

△申請期限 7月13日（当日消印有効）

■問い合わせ先 臨時給付金対策室（☎ 40・7120〈土・日曜日、祝日を除く、午前8時半～午後5時〉）

保険料の減免に該当する人は申請を

私たちの介護保険制度

以外にも、65歳以上の介護保険被保険者がいる世帯で、主に生計を維持していた人が今年1月以降に会社の都合や倒産などにより失業したときや、事業や業務の休廃業により収入が著しく減少したときなどは、介護保険料の減免を受けられる場合があります。

減免を受けるためには申請が必要ですので、失業などを証明できる書類（雇用保険受給者証など）を持参の上、ご相談ください。

※減免は申請日以降に納期限の日（特別徴収の人は、普通徴収の納期に換算）が到来する保険料が対象となりますので、早めに手続きしてください。

■問い合わせ・申請先 介護福祉課介護保険料係（市役所新館2階〈7月18日以降は本館2階〉、☎ 40・7049）

介護保険負担割合証の更新

平成28年8月1日は負担割合証の更新日です。新しい負担割合証の適用期間は平成29年7月31日までとなり、要介護・要支援の認定を受けている人に対して、7月下旬に発送しますので、届き次第、利用者負担の割合など記載内容の確認を。

また、介護保険のサービスを利用する際には、被保険者証と一緒に負担割合証をサービス事業所などに提示する必要がありますので、負担割合証は被保険者証と一緒に保管してください。

なお、現在お使いの負担割合証は、8月1日以降に介護福祉課介護給付係か、岩木・相馬総合支所民生課窓口まで返還するか、裁断の上、破棄してください。

■問い合わせ先 介護福祉課介護給付係（☎ 40・7071）

在宅ねたきり高齢者の寝具丸洗いサービス

△対象 自宅で生活している65歳以上のねたきりの人
△内容 掛布団、敷布団、毛布または丹前のいずれか合計3枚までを専門業者が回収し、丸洗い・乾燥・殺菌消毒をした後、自宅へ返却します（約1週間）。

△実施期間 9月上旬～10月末

※回収日・返却日については、申し込み受け付け後、利用決定通知で個別にお知らせします。

△申込先 8月5日までに、各地域の民生委員へ

■問い合わせ先 介護福祉課高齢福祉係（☎ 40・7114）

失業などでも保険料を減免

介護保険制度では、震災・風水害・火災などの災害